

入院患者に対する面会規定

2026.6.1

目的

本規定は、入院患者（以下「患者」という）の精神的安静、療養環境の維持、および患者・家族等の絆を尊重するため、正当な理由なく家族等による面会を妨げないことを原則とし、安全かつ円滑な面会を実施するための必要事項を定める。

基本原則

1. 病院は、患者の療養生活における家族等の役割の重要性を認識し、原則として面会を拒絶または制限しないものとする。
2. 面会の制限や拒絶は、患者の治療上の不利益、プライバシーの侵害、または病院内の安全・秩序の維持に重大な支障がある場合に限り、「正当な理由」がある場合にとどめる。

面会対象者

面会者は、患者本人が希望する家族、親族、またはこれらに準ずる者（法的な親族関係を問わず、患者の事実上のパートナーや親しい友人等を含む）とする。

通常的面会体制

1. 面会者
 - 1日1回1組2名まで（中学生以上）
 - 発熱や風邪症状がない方
 - 1週間以内にコロナ陽性者と接触していない方
2. 面会可能となる曜日と時間
 - 月曜日から土曜日の14:00～16:00（1回30分間）
 - ※祝日・日曜日の面会は原則禁止する（患者の状態により部署の判断で特例を設ける）
3. 面会方法
 - 面会の予約は不要
 - （事前予約による患者のスケジュール調整を行わないため、面会の時間にリハビリ、お風呂、おむつ交換などで面会待機の時間が生じる場合がある）
4. 受付で面会票に記入し、面会札をつけて病棟へ向かう

面会を制限・拒絶できる「正当な理由」

病院は、以下のいずれかに該当する明確かつ客観的な理由がある場合に限り、面会の時間、人数、場所を制限し、または面会を断ることができる。

患者の要因（医学的理由）

- ・ 患者の病状が悪化しており、安静または集中治療が必要な場合
- ・ 処置、検査、手術の直前直後である場合
- ・ 患者本人が面会を拒絶している場合

感染症対策上の理由

- ・ 患者または面会者が、感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス、その他の感染症等）に罹患している、またはその疑いがある場合
- ・ 地域の感染症流行状況により、病院全体で一時的な制限が必要と管理者が判断した場合

病院・安全管理上の理由

- ・ 面会者が酒気を帯びている、または他の患者の迷惑となる言動（大声、暴言、暴力等）を行う場合
- ・ 多人数での来院や深夜の来院等、他の患者の療養や睡眠を著しく妨げる場合
- ・ 診療行為や看護業務の妨げになる場合

制限等を行う際の手続き

1. 前条の規定に基づき面会を制限または拒絶する場合、主治医または病棟責任者は、患者および家族等に対して **その理由を明確に説明**しなければならない。
2. 制限等の措置は、その事由が消滅したと判断された時点、または状況が改善した時点で速やかに解除するものとする。

特別な配慮および代替手段の確保

1. 以下の事由に該当する場合は、通常の面会時間を超えた面会や、回数・人数の制限を緩和するなど、個別の状況に応じた柔軟な配慮を行う。

患者が危篤状態または看取りの局面にある場合

2. 1の状態であっても、感染症対策等により、やむを得ず対面での面会を制限せざるを得ない場合は、オンライン面会（タブレット端末等の活用）の面会など、代替手段を可能な限り提供するように努める。

本規定は、令和 8 年 6 月 1 日より施行する



田尻ヶ丘病院